

令和 6 年 7 月 9 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課

電力広域的運営推進機関の業務規程及び 送配電等業務指針の変更の認可について

(趣旨)

令和 6 年 6 月 21 日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同年 7 月 1 日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に対して意見の求めがあった。

当該認可に係る電力・ガス取引監視等委員会としての回答について御審議いただく。

1. 経緯

令和 6 年 6 月 21 日付けで広域機関から経済産業大臣に対し、電気事業法第 28 条の 4 第 3 項及び同法 28 条の 4 第 1 項後段の規定に基づき、業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同年 7 月 1 日付けで経済産業大臣から委員会に対して、同法第 66 条の 1 第 1 項第 5 号の規定に基づき、意見の求めがあったところ。（資料 3－1、資料 3－2）。

2. 変更の内容

変更の主な内容は、以下のとおり。

(1) 翌々日計画の細分化に伴う送配電等業務指針の変更

第 64 回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会において、2025 年 4 月から、広域機関は翌々日の広域予備率を翌日・当日の計画断面と同じく 48 点で算出し、公表することが整理されたことを踏まえ、必要なルールを整備。

(主なルール整備事項)

- ・ 電気事業者等は、48 点の翌々日計画を提出する旨、規定。

(2) 系統アクセス業務の一部見直しに伴う業務規程、送配電等業務指針の変更

広域機関はこれまで、任意で「事前相談」、「接続検討の要否確認」を受付け、一般送配電事業者等の検討結果の妥当性や差別的な扱いがないことを確認してきたところ、一般送配電事業者等の回答において、適切な運用が定着し、近時は差別的な扱いなどの問題が発生していないことに加え、広域機関及び一般送配電事業者等が公表している系統情報から連系の検討に必要な情報を事業者自ら参照できるようになっているなど、広域機関が検討結果の妥当性を確認する必要性は低下している。一方、ノンファーム型接続など、新たな系統接続・利用ルールの確実な運用の定着を図るため、広域機関が系統混雑時の再エネ出力制御などについて、事後的に検証するなど新たな役割も増加している。これらを踏まえ、第 50 回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループにおいて、広域機関が新たな役割を着実に行える体制を整備するため、「事前相談」及び「接続検討の要否確

認」の受付業務について一般送配電事業者等に集約することが整理されたため、必要なルールを整備。

(主なルール整備事項)

- 特定連系希望者（※１）から広域機関への「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の申込みの受付に係る規定の削除（※２）
※１ 最大受電電力の合計値が１万 kW 以上の発電設備等の連系を希望する事業者。
※２ 「接続検討」については、引き続き、広域機関も受け付ける。
- 広域機関が特定連系希望者の求めに応じて、一般送配電事業者及び配電事業者からの「接続検討の要否確認」に関する回答結果の妥当性などを確認することを明記（※３）。
※３ 広域機関が特定連系希望者の求めに応じて「事前相談」又は「接続検討」に関する回答結果の妥当性などを確認することは規定済。

３．認可申請に係る意見

業務規程及び送配電等業務指針の変更案の内容について、審査基準に照らして特段の問題はないと認められるため、資料３－３、資料３－４のとおり、委員会として当該認可を行うことに異存がない旨を経済産業大臣に回答することとしたい。

● 関連条文

業務規程

【電気事業法】

(業務規程)

第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

- 2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に必要な事項が含まれていなければならない。
- 3 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

【広域的運営推進機関に関する省令】

(業務規程の記載事項)

第九条 法第二十八条の四十一第一項の経済産業省令で定める事項は、業務及びその執行に関する事項とする。

【審査基準】

(51) 第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可

第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の該当部分に適合することとする。

送配電等業務指針

【電気事業法】

(送配電等業務指針)

第二十八条の四十五 送配電等業務指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項
- 二 発電用の電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 三 その他経済産業省令で定める事項

(送配電等業務指針の認可)

第二十八条の四十六 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更(経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)についても、同様とする。

- 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
 - 一 内容が法令に違反しないこと。
 - 二 策定又は変更の手續が法令及び定款に違反しないこと。
 - 三 不当に差別的でないこと。

【広域的運営推進機関に関する省令】

(送配電等業務指針)

第十三条 法第二十八条の四十五第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 送電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項
- 二 発電等用電気工作物と配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 三 受電用の設備と一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 四 電気の安定供給を確保するために必要な発電等用電気工作物の設置に関する事項
- 五 一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路の運用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路に関する情報の公開に関する事項その他送配電等業務の実施に関する事項

【審査基準】

(52) 第28条の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可

第28条の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可に係る審査基準については、当該送配電等業務指針の内容に虚偽の記載がないこと、同条第2項各号のいずれにも適合すること及び「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」(別添4)に適合することとする。

経済産業省

20240621資第16号
令和 6 年 7 月 1 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第 28 条の 4 第 3 項に規定する業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第9（第11条関係）

業務規程変更認可申請書

2024年6月21日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住 所 東京都江東区豊洲6-2-15

電気事業法第28条の41第3項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更しようとする内容

別紙1のとおり。

2 変更しようとする年月日

2024年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。ただし、第96条の5の改正規定は、2024年8月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日。

3 変更しようとする理由

国の審議会の議論等に適切に対応するため。

4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

別紙2のとおり。

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u>6</u> 年 4 月 1 0 日 変更		平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 変更	
業務規程		業務規程	
電力広域的運営推進機関		電力広域的運営推進機関	

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 <u>令和 6 年 4 月 1 0 日 変更</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（用語） 第 2 条 （略） 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十四 （略） 二十五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者（<u>一般送配電事業者又は配電事業者を除く。</u>）をいう。 二十六～四十五 （略）	（用語） 第 2 条 （略） 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十四 （略） 二十五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者（<u>一般送配電事業者又は配電事業者たる会員を除く。</u>）をいう。 二十六～四十五 （略）
（供給計画の取りまとめ等における考慮事項） 第 2 8 条の 2 本機関は、第 2 6 条第 1 項の規定による調整及び前条第 1 項の規定による取りまとめの際に、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定める事項を考慮するものとする。 一・二 （略） 三 <u>小売電気事業者及び登録特定送配電事業者たる会員</u> 次に定める事項 ア～エ （略） 四 （略）	（供給計画の取りまとめ等における考慮事項） 第 2 8 条の 2 本機関は、第 2 6 条第 1 項の規定による調整及び前条第 1 項の規定による取りまとめの際に、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定める事項を考慮するものとする。 一・二 （略） 三 <u>小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員</u> 次に定める事項 ア～エ （略） 四 （略）
（供給計画等に関する情報の共有） 第 3 2 条 本機関は、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と共有する。 一～五 （略） 2～4 （略）	（供給計画等に関する情報の共有） 第 3 2 条 本機関は、<u>一般送配電事業者又は配電事業者たる会員</u>以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と共有する。 一～五 （略） 2～4 （略）
（電源入札等の実施の必要性の検討及び評価） 第 3 6 条 本機関は、第 3 3 条第 1 項第 1 号に掲げる業務に関する検討を開始したときは、次の各号に掲げる事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、当該業務の実施の必要性の検討を行う。 一 全国及び<u>一般送配電事業者</u>の供給区域ごとの需給検証 二 会員の供給力等の確保状況 ア <u>小売電気事業者及び登録特定送配電事業者</u>（全国又は<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい<u>事業者</u>に限る。以下この条において同じ。）の供給力の確保状況 イ <u>発電事業者及び特定卸供給事業者</u>（全国又は<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい<u>事業者</u>に限る。）の発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画 ウ <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>の調整力の確保状況 三 <u>小売電気事業者及び登録特定送配電事業者</u>の需要実績及び需要想定 四 危機管理上の需給変動リスク分析 ア （略） イ その他全国又は特定の<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の需給バランスに影響を与える事項 五 （略） 2・3 （略）	（電源入札等の実施の必要性の検討及び評価） 第 3 6 条 本機関は、第 3 3 条第 1 項第 1 号に掲げる業務に関する検討を開始したときは、次の各号に掲げる事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、当該業務の実施の必要性の検討を行う。 一 全国及び<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域ごとの需給検証 二 会員の供給力等の確保状況 ア <u>小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員</u>（全国又は<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい<u>会員</u>に限る。以下この条において同じ。）の供給力の確保状況 イ <u>発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員</u>（全国又は<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい<u>会員</u>に限る。）の発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画 ウ <u>一般送配電事業者及び配電事業者たる会員</u>の調整力の確保状況 三 <u>小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員</u>の需要実績及び需要想定 四 危機管理上の需給変動リスク分析 ア （略） イ その他全国又は特定の<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域の需給バランスに影響を与える事項 五 （略） 2・3 （略）

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（系統アクセス業務の実施） 第 6 7 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。 一 送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。<u>以下、この章において同じ。</u>）の連系等を希望する者からの<u>事前相談並びに接続検討</u>に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務 二 （略） 2 （略） 3 <u>本機関が受け付けた系統アクセス業務については、送配電等業務指針で定める事前相談及び接続検討に関する規定を準用する。</u>	（系統アクセス業務の実施） 第 6 7 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。 一 送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。<u>以下</u>この章において同じ。）の連系等を希望する者からの<u>接続検討</u>に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務 二 （略） 2 （略） （削る）
第 2 節 <u>事前相談及び接続検討</u>	第 2 節 <u>接続検討</u>
（事前相談及び接続検討の申込み並びに接続検討の要請の受付） 第 6 8 条 本機関は、特定系統連系希望者の<u>事前相談及び接続検討の申込み並びに</u>再エネ海域利用法第 8 条第 1 項の規定による促進区域の指定に関する国からの接続検討の要請を受け付ける。 2 本機関は、前項の申込み又は要請を受け付けた場合は、<u>第 7 0 条第 3 項又は第 7 2 条第 2 項</u>に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者又は国へ速やかに通知する。 3 （略）	（接続検討の申込み及び接続検討の要請の受付） 第 6 8 条 本機関は、特定系統連系希望者の<u>接続検討の申込み及び</u>再エネ海域利用法第 8 条第 1 項の規定による促進区域の指定に関する国からの接続検討の要請を受け付ける。 2 本機関は、前項の申込み又は要請を受け付けた場合は、<u>第 7 2 条第 2 項</u>に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者又は国へ速やかに通知する。 3 （略）
（連系予約に関する要請の受付） 第 6 8 条の 2 （略） 2 （略） 3 本機関は、前 2 項の要請を受け付けた場合には、<u>関係する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員</u>に通知する。	（連系予約に関する要請の受付） 第 6 8 条の 2 （略） 2 （略） 3 本機関は、前 2 項の要請を受け付けた場合には、<u>当該連系予約の対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者たる会員</u>に通知する。
（事前相談の検討） 第 6 9 条 本機関は、<u>事前相談の申込書類を書面又は電磁的方法にて受け付けたときは、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員（以下この章において「一般送配電事業者等」という。）に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</u> 2 <u>本機関は、一般送配電事業者等から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u> 一 <u>最大受電電力に対して容量面から評価した連系制限がある場合は、送電系統の熱容量や予想潮流</u> 二 <u>特定系統連系希望者が希望した受電電圧と異なる場合は、その理由</u> 三 <u>想定する連系点及び、特定発電設備等設置場所から同連系点までの直線距離</u> 3 <u>本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</u>	第 6 9 条 <u>削除</u>
（事前相談の回答） 第 7 0 条 本機関は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、<u>特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</u> 一 <u>最大受電電力に対する、容量面から評価した連系制限の有無</u> <u>（連系制限がある場合には、容量面から評価した連系可能な最大受電電力）</u>	第 7 0 条 <u>削除</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
<u>二 想定する連系点から特定発電設備等の設置場所までの直線距離</u> 2 <u>本機関は、前項の回答に際し、特定系統連系希望者の求めに応じ、系統情報ガイドラインに基づき標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。</u> 3 <u>本機関は、原則として、事前相談の回答を申込みの受付日から1か月以内に行うものとする。</u>	
（接続検討） 第7 1 条 本機関は、接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受けた場合、<u>一般送配電事業者等</u>に対して、その旨を通知する。 2～4 （略）	（接続検討） 第7 1 条 本機関は、接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受けた場合、<u>連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員（以下この章において「一般送配電事業者等」という。）</u>に対して、その旨を通知する。 2～4 （略）
（接続検討の回答） 第7 2 条 本機関は、前条第3 項又は第4 項の規定による検討結果の<u>確認及び検証を完了したときは</u>、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八 （略） 2・3 （略）	（接続検討の回答） 第7 2 条 本機関は、前条第3 項又は第4 項の規定による検討結果の<u>確認を完了したとき（同条第3 項又は第4 項の規定による検証を実施した場合にあっては当該検証を完了したとき）は</u>、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八 （略） 2・3 （略）
（接続検討の要否確認） 第7 4 条 本機関は、発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含む。）を行う場合において、特定系統連系希望者から接続検討の要否の確認を受けた場合、<u>一般送配電事業者等</u>に対して、<u>接続検討の要否の確認を依頼する。</u> 2 <u>本機関は、一般送配電事業者等から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、この項の規定に準じて確認を行う。</u> 3 <u>本機関は、一般送配電事業者等の接続検討の要否確認の検討結果が妥当であると認めるときは、特定系統連系希望者に対し、その結果を通知する。</u>	（発電設備等に関する契約申込みにおける保証金の算定方法） 第7 4 条 本機関は、系統連系希望者が発電設備等に関する契約申込みを行う際に必要となる保証金の算定方法について、<u>本機関の理事会において定め、公表する。</u> （削る） （削る）
（発電設備等に関する契約申込みにおける保証金の算定方法） 第7 4 条の2 <u>本機関は、系統連系希望者が発電設備等に関する契約申込みを行う際に必要となる保証金の算定方法について、本機関の理事会において定め、公表する。</u>	（削る）
（電源接続案件一括検討プロセスの要請） 第7 5 条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下この節において同じ。）の工事に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続（以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。）を開始することが必要と判断した場合には、<u>一般送配電事業者又は配電事業者たる会員</u>に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。 2 本機関は、前項の電源接続案件一括検討プロセス開始の必要性の有無を検討するにあたっては、<u>同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の意見</u>を聴取する。	（電源接続案件一括検討プロセスの要請） 第7 5 条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下この節において同じ。）の工事に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続（以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。）を開始することが必要と判断した場合には、<u>当該送電系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者たる会員</u>に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。 2 本機関は、前項の電源接続案件一括検討プロセス開始の必要性の有無を検討するにあたっては、<u>当該送電系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者たる会員から意見</u>を聴取する。
（電源接続案件一括検討プロセスの中止等） 第8 9 条 本機関は、<u>想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）</u>や過去の	（電源接続案件一括検討プロセスの中止等） 第8 9 条 本機関は、<u>電源接続案件一括検討プロセス開始後に生じた電気の需給状況の極めて大幅な変</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、<u>電源接続案件一括検討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系等を行うことが不可能となる蓋然性が高いと判断した場合、又は系統連系希望者の公平性が確保できないと判断した場合等</u>、同プロセスを中止または中断すべき合理的な理由がある場合は、<u>一般送配電事業者又は配電事業者たる会員</u>に対し、その理由を通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。 2 本機関は、<u>前項の要請を行うときは、同プロセスを実施している一般送配電事業者又は配電事業者たる会員から、意見を聴取する。</u>	<u>動を踏まえ、広域的な系統利用の円滑性及び公平性が確保できないと判断した場合、又は想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、当該電源接続案件一括検討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系等を行うことが不可能となる蓋然性が高いと判断した場合等</u>、同プロセスを中止又は中断すべき合理的な理由がある場合は、<u>同プロセスを実施している一般送配電事業者及び配電事業者たる会員</u>に対し、その理由を通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。 2 本機関は、<u>前項の要請をしようとするときは、あらかじめ当該会員から意見を聴取する。</u>
（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等） 第96条の5 本機関は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた電気の需給状況の極めて大幅な変動を踏まえ、広域的な系統利用の円滑性及び公平性が確保できないと判断した場合等、<u>同プロセスを中止又は中断すべき合理的な理由がある場合は、一般送配電事業者等</u>に対し、その旨理由を付して通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。 2 本機関は、<u>前項の要請を行うときは、一般送配電事業者等から意見を聴取する。</u>	（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等） 第96条の5 本機関は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた電気の需給状況の極めて大幅な変動を踏まえ、広域的な系統利用の円滑性及び公平性が確保できないと判断した場合等、<u>当該系統増強プロセスを中止又は中断すべき合理的な理由がある場合は、同プロセスを実施している一般送配電事業者及び配電事業者たる会員</u>に対し、その旨理由を付して通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。 2 本機関は、<u>前項の要請をしようとするときは、あらかじめ当該会員から意見を聴取する。</u>
（一般送配電事業者等が受け付けた案件の確認、検証） 第98条 本機関は、<u>特定系統連系希望者が一般送配電事業者等に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</u> （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） 2 <u>本機関は、前項の規定による確認又は検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</u>	（一般送配電事業者等が受け付けた案件の確認及び検証） 第98条 本機関は、<u>特定系統連系希望者からの求めに応じて、当該特定系統連系希望者に対する一般送配電事業者等からの事前相談の回答について、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u> 一 <u>最大受電電力に対して送電系統の容量に起因する連系制限がある場合は、当該送電系統の熱容量や予想潮流</u> 二 <u>特定系統連系希望者が希望した受電電圧と異なる場合は、その理由</u> 三 <u>想定する連系点及び特定発電設備等設置場所から同連系点までの直線距離</u> 2 <u>本機関は、特定系統連系希望者からの求めに応じて、当該特定系統連系希望者に対する一般送配電事業者等からの接続検討の要否確認の回答について、接続検討が必要な場合は、発電設備等の最新の系統連系技術要件（託送供給等約款で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）への適合状況、及び新たな系統増強工事や運用上の制約の有無等、その理由の妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u> 3 <u>本機関は、特定系統連系希望者からの求めに応じて、当該特定系統連系希望者に対する一般送配電事業者等からの接続検討の回答について、第71条第3項各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u> 4 <u>本機関は、前各項の規定による確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、その妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u> 5 <u>本機関は、前各項の規定による確認を完了したとき（前各項の規定による検証を実施した場合にあっては当該検証を完了したとき）は、特定系統連系希望者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</u>
（系統アクセス業務の申込み及び回答様式） 第99条 本機関は、<u>本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一して定め、公表する。</u>	（系統アクセス業務の申込み及び回答様式） 第99条 本機関は、<u>本機関又は一般送配電事業者等が接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を定め、公表する。</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（新設） 2 （略）	2 本機関は、一般送配電事業者等が事前相談及び接続検討の要否確認の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を定め、公表する。 3 （略）
（需給状況の監視の対象） 第106条 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。 一 会員の需給状況に関する事項 ア 小売電気事業者及び特定送配電事業者たる会員（登録特定送配電事業者に限る。）の需要及び供給力の確保に関する状況 イ・ウ （略） 二～四 （略）	（需給状況の監視の対象） 第106条 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。 一 会員の需給状況に関する事項 ア 小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員の需要及び供給力の確保に関する状況 イ・ウ （略） 二～四 （略）
（需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順） 第113条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下この条及び第116条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。）。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。 一 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれを改善するために必要な電気の供給を受ける期間及び量並びに需給ひっ迫一般送配電事業者が電気の供給を受ける際に使用を希望する連系線（以下、この条において「希望連系線」という。）を確認する。 二～五 （略） 2 （略）	（需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順） 第113条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下この条及び第116条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。）。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。 一 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれを改善するために必要な電気の供給を受ける期間及び量並びに需給ひっ迫一般送配電事業者が電気の供給を受ける際に使用を希望する連系線（以下この条において「希望連系線」という。）を確認する。 二～五 （略） 2 （略）
（運用容量の設定） 第126条 本機関は、翌年度以降の長期及び年間における連系線の運用容量（以下、この章において「運用容量」という。）を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で検討会（以下「運用容量検討会」という。）を設け、運用容量検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、市場分断の発生を回避することが見込まれるときは、その細分化を行う。 2～5 （略）	（運用容量の設定） 第126条 本機関は、翌年度以降の長期及び年間における連系線の運用容量（以下この章において「運用容量」という。）を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で検討会（以下「運用容量検討会」という。）を設け、運用容量検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、市場分断の発生を回避することが見込まれるときは、その細分化を行う。 2～5 （略）
（需給調整市場に係る取引可能量の通知） 第133条の3 本機関は、需給調整市場における調整力の取引に必要な断面において、当該連系線の取引可能量を一般送配電事業者に通知する。	（需給調整市場に係る取引可能量の通知） 第133条の3 本機関は、需給調整市場における調整力の取引に必要な断面において、当該連系線の取引可能量を一般送配電事業者たる会員に通知する。
（出力維持等の考慮が必要な電源等の承認） 第144条 本機関は、翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約（これに代わる計画等を含み、以下この章において「電源等」という。）を有する託送供給契約者、発電契約者、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員（以下「電源等保有者」という。）の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する（以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。）。	（出力維持等の考慮が必要な電源等の承認） 第144条 本機関は、翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約（これに代わる計画等を含み、以下この章において「電源等」という。）を有する託送供給契約者、発電契約者、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員（以下「電源等保有者」という。）の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する（以下承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。）。

変 更 前（変更点に下線）			変 更 後（変更点に下線）		
一・二 （略） 2 （略）			一・二 （略） 2 （略）		
（需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用） 第 1 5 2 条 （略） 2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員の申入れによりマージンを使用する供給を行うことを承認する。 一 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該一般送配電事業者たる会員の供給区域（ <u>以下</u> 、この条において「対象供給区域」という。）の一般送配電事業者たる会員から、対象供給区域の需給に関する計画等の提出を受けるとともに、マージン使用の必要性について説明を受ける。 二 （略） 3～5 （略）			（需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用） 第 1 5 2 条 （略） 2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員の申入れによりマージンを使用する供給を行うことを承認する。 一 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該一般送配電事業者たる会員の供給区域（ <u>以下</u> この条において「対象供給区域」という。）の一般送配電事業者たる会員から、対象供給区域の需給に関する計画等の提出を受けるとともに、マージン使用の必要性について説明を受ける。 二 （略） 3～5 （略）		
（作業停止計画の調整の実施） 第 1 5 6 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表 1 1－1 に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。 2 本機関は、連系線の運用容量に影響を与える広域連系系統等の作業停止計画（ <u>以下</u> 、この章において「広域調整対象作業停止計画」という。）の調整を行う。			（作業停止計画の調整の実施） 第 1 5 6 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表 1 1－1 に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。 2 本機関は、連系線の運用容量に影響を与える広域連系系統等の作業停止計画（ <u>以下</u> この章において「広域調整対象作業停止計画」という。）の調整を行う。		
別表 1 1－1 作業停止計画の種別			別表 1 1－1 作業停止計画の種別		
種 別		内 容	種 別		内 容
計 画 作 業 停 止	年 間 計 画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び特定契約者（ <u>一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者</u> と再生可能エネルギー電気特措法第 2 条第 5 項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 7 第 1 項に規定する一時調達契約を締結している電気供給事業者をいう。次条において同じ。）（以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する 2 か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画	計 画 作 業 停 止	年 間 計 画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び特定契約者（ <u>一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員</u> と再生可能エネルギー電気特措法第 2 条第 5 項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 7 第 1 項に規定する一時調達契約を締結している電気供給事業者をいう。次条において同じ。）（以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する 2 か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画
	月 間 計 画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する 2 か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画		月 間 計 画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する 2 か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画
（作業停止計画の原案の取得、共有） 第 1 5 7 条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表 1 1－2 で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第 3 号に掲げる流通設備については、発電契約者又は特定契約者（以下「発電計画提出者」という。）が希望した場合に限る。 一 広域連系系統等 <u>一般送配電事業者</u> 二・三 （略） 2・3 （略）			（作業停止計画の原案の取得及び共有） 第 1 5 7 条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表 1 1－2 で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第 3 号に掲げる流通設備については、発電契約者又は特定契約者（以下「発電計画提出者」という。）が希望した場合に限る。 一 広域連系系統等 <u>一般送配電事業者たる会員</u> 二・三 （略） 2・3 （略）		

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（調整交付金の交付業務） 第 1 8 0 条の 3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 2 第 1 項の規定により、<u>一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者</u>（以下「F I T 電気買取事業者」という。）における再生可能エネルギー電気特措法第 2 条第 5 項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 7 第 1 項に規定する一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に係る費用負担を調整するため、F I T 電気買取事業者に対して、調整交付金（再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 2 第 2 項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。）を交付する業務を行う。 2 ～ 4 （略）	（調整交付金の交付業務） 第 1 8 0 条の 3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 2 第 1 項の規定により、<u>一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者たる会員</u>（以下「F I T 電気買取事業者」という。）における再生可能エネルギー電気特措法第 2 条第 5 項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 7 第 1 項に規定する一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に係る費用負担を調整するため、F I T 電気買取事業者に対して、調整交付金（再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 2 第 2 項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。）を交付する業務を行う。 2 ～ 4 （略）
（系統設置交付金の交付業務） 第 1 8 0 条の 4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 2 8 条第 2 項の規定により、<u>一般送配電事業者又は送電事業者</u>が法第 2 条第 1 項第 1 8 号に規定する電気工作物（変電用又は送電用のものに限る。以下「系統電気工作物」という。）であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、当該系統電気工作物を使用する期間を対象として、<u>一般送配電事業者又は送電事業者</u>に対して、系統設置交付金を交付する業務を行う。	（系統設置交付金の交付業務） 第 1 8 0 条の 4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 2 8 条第 2 項の規定により、<u>一般送配電事業者又は送電事業者たる会員</u>が法第 2 条第 1 項第 1 8 号に規定する電気工作物（変電用又は送電用のものに限る。以下「系統電気工作物」という。）であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、当該系統電気工作物を使用する期間を対象として、<u>当該会員</u>に対して、系統設置交付金を交付する業務を行う。
（小売電気事業者等に係る納付金の徴収） 第 1 8 0 条の 7 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 3 1 条第 1 項の規定により、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金（以下この節において「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用に充てるため、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、<u>小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者</u>から、納付金を徴収する。	（小売電気事業者たる会員等に係る納付金の徴収） 第 1 8 0 条の 7 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 3 1 条第 1 項の規定により、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金（以下この節において「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用に充てるため、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、<u>小売電気事業者、一般送配電事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員</u>から、納付金を徴収する。
（電子情報を交換するための標準規格の策定） 第 1 8 7 条 本機関は、会員その他の送電系統を利用する者（<u>以下</u>、この章において「系統利用者」という。）の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認められるときは、系統利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標準規格を策定する。 2 ・ 3 （略）	（電子情報を交換するための標準規格の策定） 第 1 8 7 条 本機関は、会員その他の送電系統を利用する者（<u>以下</u>この章において「系統利用者」という。）の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認められるときは、系統利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標準規格を策定する。 2 ・ 3 （略）
附則（令和 6 年 4 月 1 0 日） （施行期日） 本規程は、令和 6 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 9 6 条の 3 及び第 9 6 条の 5 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての<u>一般送配電事業者</u>において生じた日のいずれか遅い日から施行する。	附則（令和 6 年 4 月 1 0 日） （施行期日） 本規程は、令和 6 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 9 6 条の 3 及び第 9 6 条の 5 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての<u>一般送配電事業者たる会員</u>において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

 本規程は、令和 6 年 8 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 9 6 条の 5 の改正規定は、令和 6 年 8 月 1 日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
2024 年 4 月 3 日 ～ 2024 年 4 月 23 日	・本変更案（別紙 1。以下同じ。）が会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項が含まれる可能性があることに鑑み、業務規程第 6 条第 1 項の規定により、会員その他の電気供給事業者の意見聴取を実施。 ・意見は 0 件（2024 年 5 月 9 日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。
2024 年 5 月 20 日	・ 2024 年度第 1 回評議員会により、本変更案を議決。
2024 年 5 月 22 日	・ 第 457 回理事会において、本変更案を議決。
2024 年 6 月 21 日	・ 第 18 回通常総会において、本変更案を議決。

経済産業省

20240621資第17号
令和 6 年 7 月 1 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第 28 条の 46 第 1 項後段に規定する送配電等業務指針の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第13（第14条関係）

送配電等業務指針変更認可申請書

2024年6月21日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住 所 東京都江東区豊洲6-2-15

電気事業法第28条の46第1項後段の規定に基づき、送配電等業務指針の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更しようとする内容

別紙1のとおり。

2 変更しようとする年月日

- (1) 2024年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。
- (2) (1)にかかわらず、第131条の2（事前照会に係る申込み及び業務に限る。）及び第131条の6の改正規定は、2025年1月6日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。
- (3) (1)にかかわらず、第131条の2（事前照会に係る申込み及び業務を除く。）、第131条の12、第131条の16、第131条の18、第131条の22、第131条の24及び第131条の26の改正規定は、2024年8月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日。
- (4) (1)にかかわらず、第138条から第141条までの改正規定は、2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。

3 変更しようとする理由

国の審議会の議論等に適切に対応するため。

4 送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要

別紙2のとおり。

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 6 年 4 月 1 0 日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 年 月 日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（変更履歴） 平成２７年４月２８日施行 平成２７年８月３１日変更 平成２８年４月１日変更 平成２８年７月１１日変更 平成２８年１０月１８日変更 平成２９年４月１日変更 平成２９年９月６日変更 平成３０年６月２９日変更 平成３０年１０月１日変更 平成３１年４月１日変更 令和元年７月１日変更 令和元年１２月１１日変更 令和２年２月１日変更 令和２年３月３０日変更 令和２年４月１日変更 令和２年７月８日変更 令和２年１０月１日変更 令和３年４月１日変更 令和３年４月１６日変更 令和３年７月１日変更 令和４年４月１日変更 令和４年４月１日変更 令和４年７月５日変更 令和５年４月１日変更 令和５年４月３日変更 令和５年７月１日変更 令和５年１２月２７日変更 令和６年４月１日変更	（変更履歴） 平成２７年４月２８日施行 平成２７年８月３１日変更 平成２８年４月１日変更 平成２８年７月１１日変更 平成２８年１０月１８日変更 平成２９年４月１日変更 平成２９年９月６日変更 平成３０年６月２９日変更 平成３０年１０月１日変更 平成３１年４月１日変更 令和元年７月１日変更 令和元年１２月１１日変更 令和２年２月１日変更 令和２年３月３０日変更 令和２年４月１日変更 令和２年７月８日変更 令和２年１０月１日変更 令和３年４月１日変更 令和３年４月１６日変更 令和３年７月１日変更 令和４年４月１日変更 令和４年４月１日変更 令和４年７月５日変更 令和５年４月１日変更 令和５年４月３日変更 令和５年７月１日変更 令和５年１２月２７日変更 令和６年４月１日変更 <u>令和６年４月１０日変更</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（小売需要の想定） 第 6 条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者（以下「小売電気事業者等」という。）は、需要想定要領に基づき、小売供給を行う相手方の需要（<u>以下、</u>この章において「小売需要」という。）の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。 2 （略）	（小売需要の想定） 第 6 条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者（以下「小売電気事業者等」という。）は、需要想定要領に基づき、小売供給を行う相手方の需要（<u>以下</u>この章において「小売需要」という。）の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。 2 （略）
（系統アクセス業務の実施） 第 6 9 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。<u>以下、</u>第 4 款を除き、本章において同じ。）及び需要設備の連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等の受付、検討、回答等の業務を行う。	（系統アクセス業務の実施） 第 6 9 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。<u>以下</u>第 4 款を除き、本章において同じ。）及び需要設備の連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等の受付、検討、回答等の業務を行う。
（本機関に対する<u>事前相談及び接続検討</u>の申込み） 第 7 1 条 前条の規定にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、<u>事前相談及び接続検討</u>の申込みを行うことができる。ただし、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者（<u>以下、</u>この章において「一般送配電事業者等」という。）が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する<u>事前相談又は接続検討</u>については、本機関に申し込まなければならない。	（本機関に対する<u>接続検討</u>の申込み） 第 7 1 条 前条の規定にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、<u>接続検討</u>の申込みを行うことができる。ただし、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者（<u>以下</u>この章において「一般送配電事業者等」という。）が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する<u>接続検討</u>については、本機関に申し込まなければならない。
（事前相談の申込みの受付） 第 7 4 条 （略） 2 ・ 3 （略） 4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対し、事前相談に関する検討を速やかに依頼する。	（事前相談の申込みの受付） 第 7 4 条 （略） 2 ・ 3 （略） 4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>当該事前相談の対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>に対し、事前相談に関する検討を速やかに依頼する。
（事前相談の申込みに対する検討） 第 7 6 条 <u>一般送配電事業者等は、事前相談の申込みの受付後、事前相談の回答に必要な事項について検討を実施する。</u>	（事前相談の申込みに対する検討） 第 7 6 条 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が事前相談の申込みを受け付けた場合、事前相談の回答に必要な事項について検討を実施する。</u>
（接続検討の申込み） 第 7 9 条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、<u>接続検討の申込みを行わなければならない。</u> 一 （略） 二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含み、以下この条及び次条において「発電設備等の変更」という。）を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件（<u>託送供給等約款別冊</u>で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）に適合するときであって、次のア又はイの規定に該当するときは除く。 ア （略） イ <u>次条第 3 項</u>の規定により、<u>一般送配電事業者等</u>が接続検討を不要と判断したとき 三 （略） 四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合（送電系統へ与える影響がない、又は軽微であるとして、<u>一般送配電事業者等</u>が接続検討を不要と判断した場合を除く。） 2 （略）	（接続検討の申込み） 第 7 9 条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、<u>本機関又は一般送配電事業者等に対して、接続検討の申込みを行わなければならない。</u> 一 （略） 二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含み、以下この条及び次条において「発電設備等の変更」という。）を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件（<u>託送供給等約款</u>で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）に適合するときであって、次のア又はイの規定に該当するときは除く。 ア （略） イ <u>次条第 2 項</u>の規定により、<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>が接続検討を不要と判断したとき 三 （略） 四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合（送電系統へ与える影響がない、又は軽微であるとして、<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>が接続検討を不要と判断した場合を除く。） 2 （略）

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（発電設備等の変更に伴う接続検討の可否確認） 第 8 0 条 （略） <u>2 前項の規定にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の可否確認を行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業若しくは配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者等が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関係する接続検討の可否の確認を希望する場合は、本機関に対し、可否の確認を行わなければならない。</u> <u>3 一般送配電事業者等は、接続検討の可否確認を受けた場合において、接続検討の可否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者等は、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件に適合するときであって、発電設備等の変更に伴う事実関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるときに限り、接続検討を不要とすることができる。</u> <u>4 ・ 5 （略）</u>	（発電設備等の変更に伴う接続検討の可否確認） 第 8 0 条 （略） （削る） <u>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が接続検討の可否確認を受けた場合、接続検討の可否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件に適合するときであって、発電設備等の変更に伴う事実関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるときに限り、接続検討を不要とすることができる。</u> <u>3 ・ 4 （略）</u>
（接続検討の申込みの受付） 第 8 1 条 （略） 2 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</u> 3 ・ 4 （略） 5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対し、接続検討に関する検討を速やかに依頼する。	（接続検討の申込みの受付） 第 8 1 条 （略） 2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</u> 3 ・ 4 （略） 5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>当該接続検討の対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>に対し、接続検討に関する検討を速やかに依頼する。
（接続検討の申込みに対する検討） 第 8 4 条 <u>一般送配電事業者等は、接続検討の申込みの受付後、連系線以外の流通設備に平常時において混雑が発生する場合の発電設備等の出力抑制も考慮の上、接続検討の回答に必要なとなる事項について検討を実施する。</u> 2 （略）	（接続検討の申込みに対する検討） 第 8 4 条 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が接続検討の申込みを受け付けた場合、連系線以外の流通設備に平常時において混雑が発生する場合の発電設備等の出力抑制も考慮の上、接続検討の回答に必要なとなる事項について検討を実施する。</u> 2 （略）
（発電設備等に関する契約申込みの受付） 第 8 8 条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認（第 5 項に規定する<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>の確認も含む。）の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 一 （略） 二 選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること、第 8 8 条の 2 に定める保証金が入金されていること（保証金を要しない場合を除く。）及び<u>第 1 1 1 条第 3 項</u>の規定により接続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。 2 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合</u>	（発電設備等に関する契約申込みの受付） 第 8 8 条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認（第 5 項に規定する<u>契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>の確認も含む。）の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 一 （略） 二 選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること、第 8 8 条の 2 に定める保証金が入金されていること（保証金を要しない場合を除く。）及び<u>第 1 1 1 条第 4 項</u>の規定により接続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。 2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも発電設備等に関する契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。 3・4 （略） 5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対し、契約申込みに関する検討を速やかに依頼する。	項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも発電設備等に関する契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。 3・4 （略） 5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>当該契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>に対し、契約申込みに関する検討を速やかに依頼する。
（発電設備等に関する契約申込みの保証金） 第88条の2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、系統連系希望者に対し、業務規程<u>第74条の2</u>に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。ただし、保証金を要しない場合は除く。 2～4 （略）	（発電設備等に関する契約申込みの保証金） 第88条の2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、系統連系希望者に対し、業務規程<u>第74条</u>に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。ただし、保証金を要しない場合は除く。 2～4 （略）
（接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い） 第89条 （略） 2 （略） 3 第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、<u>一般送配電事業者等は</u>、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める<u>場合は</u>、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。	（接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い） 第89条 （略） 2 （略） 3 第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、<u>一般送配電事業者及び配電事業者が</u>、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める<u>場合、一般送配電事業者等は</u>、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。
（連系予約） 第92条 （略） 2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。	（連系予約） 第92条 （略） 2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>当該連系予約の対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。
（発電設備等に関する契約申込みに対する検討） 第95条 <u>一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。</u> 2 （略）	（発電設備等に関する契約申込みに対する検討） 第95条 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。</u> 2 （略）
（工事費負担金契約の締結等） 第103条 （略） 2 工事費負担金は、原則として、<u>一般送配電事業者等</u>が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。ただし、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者等に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。 3 （略）	（工事費負担金契約の締結等） 第103条 （略） 2 工事費負担金は、原則として、<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。ただし、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者等に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。 3 （略）
<u>（本機関が受け付けた事前相談に関する検討）</u> 第110条 <u>一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた事前相談に関して業務規程第69条第1項の規定による依頼を受けた場合は、事前相談の検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の5営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</u>	第110条 削除

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
<u>2 一般送配電事業者等は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面又は電磁的方法にて報告しなければならない。</u> <u>3 一般送配電事業者等は、本機関に事前相談の検討結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u>	
（本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の額の通知等） 第 1 1 1 条 （略） （新設） <u>2 ・ 3 （略）</u>	（本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の額の通知等） 第 1 1 1 条 （略） <u>2 特定系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</u> <u>3 ・ 4 （略）</u>
（本機関が受け付けた接続検討） 第 1 1 2 条 一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第 7 1 条第 2 項、第 8 1 条第 2 項及び第 8 2 条第 2 項の規定による依頼を受けた場合は、<u>接続検討</u>を行い、本機関から特定系統連系希望者又は国への回答予定日の 7 営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。 <u>2 ・ 3 （略）</u>	（本機関が受け付けた接続検討） 第 1 1 2 条 一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第 7 1 条第 2 項、第 8 1 条第 2 項及び第 8 2 条第 2 項の規定による依頼を受けた場合は、<u>第 8 1 条第 5 項及び第 8 4 条の規定に準じて接続検討</u>を行い、本機関から特定系統連系希望者又は国への回答予定日の 7 営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。 <u>2 ・ 3 （略）</u>
（本機関が受け付けた接続検討の要否確認） 第 1 1 3 条 <u>一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた接続検討の要否確認に関して、業務規程第 7 4 条第 1 項の規定による確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u> <u>2 一般送配電事業者等は、本機関に接続検討の要否確認の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u>	（<u>一般送配電事業者等が受け付けた案件に対する本機関からの再検討要請</u>） 第 1 1 3 条 <u>一般送配電事業者等は、事前相談、接続検討の要否確認及び接続検討の結果を回答した案件について、業務規程第 9 8 条第 4 項の規定により本機関から再検討を求められた場合は、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u> （削る）
（事前検討の申込み及び受付） 第 1 1 4 条 （略） 2 （略） 3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対し、事前検討を速やかに依頼する。	（事前検討の申込み及び受付） 第 1 1 4 条 （略） 2 （略） 3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>当該事前検討の対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>に対し、事前検討を速やかに依頼する。
（事前検討の申込みに対する検討及び回答） 第 1 1 5 条 <u>一般送配電事業者等は、事前検討の申込みの受付後、アクセス設備、電力量計量器、通信設備その他電気の供給に必要な工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対象について検討を実施する。</u> <u>2 （略）</u>	（事前検討の申込みに対する検討及び回答） 第 1 1 5 条 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が事前検討の申込みを受け付けた場合、アクセス設備、電力量計量器、通信設備その他電気の供給に必要な工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対象について検討を実施する。</u> <u>2 （略）</u>
（需要設備に関する契約申込み及び受付） 第 1 1 6 条 （略） 2 一般送配電事業者等は、需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、系統連系希望者及び第 4 項に規定する<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。 3 （略） 4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対し、契約申込みに対する検討を	（需要設備に関する契約申込み及び受付） 第 1 1 6 条 （略） 2 一般送配電事業者等は、需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、系統連系希望者及び第 4 項に規定する<u>契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。 3 （略） 4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>当該契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
速やかに依頼する。	<u>業者</u> に対し、契約申込みに対する検討を速やかに依頼する。
（需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答） 第 1 1 7 条 <u>一般送配電事業者等は、需要設備に関する契約申込みの受付後、契約申込みの回答に必要な事項について検討を実施する。</u> 2 （略）	（需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答） 第 1 1 7 条 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合、契約申込みの回答に必要な事項について検討を実施する。</u> 2 （略）
（電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付） 第 1 2 0 条の 2 （略） 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを受け付けた場合であって、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下この節において同じ。）の工事が、当該開始の申込みを受け付けた一般送配電事業者等の運用する送電系統ではない場合には、対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、第 1 2 0 条の 4 第 1 項第 1 号の規定による電源接続案件一括検討プロセスの開始判断を速やかに依頼する。	（電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付） 第 1 2 0 条の 2 （略） 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを受け付けた場合であって、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下この節において同じ。）の工事が、当該開始の申込みを受け付けた一般送配電事業者等の運用する送電系統ではない場合には、対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者に対し、第 1 2 0 条の 4 第 1 項第 1 号の規定による電源接続案件一括検討プロセスの開始判断を速やかに依頼する。
（電源接続案件一括検討プロセスの開始） 第 1 2 0 条の 4 （略） 2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、第 1 2 0 条の 2 第 1 項の規定による申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から</u> 電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。 3 （略）	（電源接続案件一括検討プロセスの開始） 第 1 2 0 条の 4 （略） 2 <u>一般送配電事業者等は、第 1 2 0 条の 2 第 1 項の規定による申込みの受付後、一般送配電事業者及び配電事業者が効率的な系統整備の観点等から</u> 電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。 3 （略）
（系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付） 第 1 2 2 条の 2 （略） 2 ～ 4 （略） 5 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。</u> この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。 6 ・ 7 （略）	（系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付） 第 1 2 2 条の 2 （略） 2 ～ 4 （略） 5 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。</u> この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。 6 ・ 7 （略）
（電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討） 第 1 2 2 条の 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて <u>本機関、一般送配電事業者及び配電事業者</u> が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。 2 （略）	（電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討） 第 1 2 2 条の 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて <u>本機関及び一般送配電事業者等</u> が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。 2 （略）
（系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等） 第 1 2 2 条の 8 （略） 2 ・ 3 （略） 4 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも再接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。</u> この場	（系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等） 第 1 2 2 条の 8 （略） 2 ・ 3 （略） 4 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも再接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものと</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。 5・6（略）	する。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。 5・6（略）
（電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討） 第122条の10 一般送配電事業者及び配電事業者は、 <u>本機関、一般送配電事業者及び配電事業者</u> が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。 2・3（略）	（電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討） 第122条の10 一般送配電事業者及び配電事業者は、 <u>本機関及び一般送配電事業者等</u> が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。 2・3（略）
（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付） 第123条の2（略） 2 <u>一般送配電事業者等</u> は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。 3・4（略）	（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付） 第123条の2（略） 2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u> は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。 3・4（略）
（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みに対する検討） 第123条の3 <u>一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後</u> 、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。 2（略）	（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みに対する検討） 第123条の3 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを受け付けた場合</u> 、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。 2（略）
（電源接続案件一括検討プロセスの中止等） 第123条の8（略） 2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u> は、電源接続案件一括検討プロセスを <u>中止するとき</u> は、 <u>同プロセスの申込者又は応募者</u> に対して、意見を聴取する。 3・4（略）	（電源接続案件一括検討プロセスの中止等） 第123条の8（略） 2 <u>一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスを中止しようとするときは、あらかじめ当該電源接続案件一括検討プロセスの申込者又は応募者</u> に対して、意見を聴取する。 3・4（略）
（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施） 第131条の2（略） 2（略） 3 <u>一般送配電事業者等</u> は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会、概要検討、 <u>同プロセス開始</u> 及び同プロセスへの応募の受付、検討、回答等の業務を行う。	（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施） 第131条の2（略） 2（略） 3 <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u> は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会、概要検討、 <u>当該系統増強プロセス開始</u> 及び同プロセスへの応募の受付、検討、回答等の業務を行う。
（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みに対する検討） 第131条の6 <u>一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みを受け付けた場合</u> 、当該申込みの対象となる混雑緩和プロセス適用可能系統の混雑状況等を考慮の上、回答に必要な事項について検討を実施する。 2（略）	（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みに対する検討） 第131条の6 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて一般送配電事業者等が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みを受け付けた場合</u> 、当該申込みの対象となる混雑緩和プロセス適用可能系統の混雑状況等を考慮の上、回答に必要な事項について検討を実施する。 2（略）
（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みに対する検討） 第131条の12 <u>一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて本機</u>	（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みに対する検討） 第131条の12 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
関又は一般送配電事業者等が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みを受け付けた場合、回答に必要となる事項について検討を実施する。	において本機関又は一般送配電事業者等が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みを受け付けた場合、回答に必要となる事項について検討を実施する。
2（略）	2（略）
（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みの受付等） 第131条の16 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から前条第1項の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第3項の規定による負担可能な工事費負担金の上限額の申告がされていること（ただし、前条第4項に基づき募集手続を省略する場合を除く。）、次条に定める保証金が入金されていること及び混雑緩和希望者の連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統における<u>混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス実施の実績等</u>を確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2 <u>一般送配電事業者等</u>は、前項の受付後速やかに、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの開始を公表するとともに、本機関に報告する。 3 <u>一般送配電事業者等</u>は、第1項の受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、同プロセスによる系統増強が行われるものとして扱う。 4 <u>一般送配電事業者等</u>は、第131条の24第1項第2号、第131条の26第1項又は第4項の規定により同プロセスによる系統増強が行われないことが確定した場合には、前項の扱いを取りやめる。	（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みの受付等） 第131条の16 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から前条第1項の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第3項の規定による負担可能な工事費負担金の上限額の申告がされていること（ただし、前条第4項に基づき募集手続を省略する場合を除く。）、次条に定める保証金が入金されていること及び混雑緩和希望者の連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統における<u>当該系統増強プロセス実施の実績等</u>を確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、前項の受付後速やかに、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの開始を公表するとともに、本機関に報告する。 3 <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、第1項の受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、同プロセスによる系統増強が行われるものとして扱う。 4 <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、第131条の24第1項第2号、第131条の26第1項又は第4項の規定により同プロセスによる系統増強が行われないことが確定した場合には、前項の扱いを取りやめる。
（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける追加混雑緩和希望者の募集等） 第131条の18 <u>一般送配電事業者等</u>は、混雑緩和希望者から第131条の15の規定による混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを受け付けた場合、第131条の13の概要検討の回答を基に、<u>同プロセス</u>における系統増強工事の概要及び募集対象エリアを公表し、追加混雑緩和希望者を募集する。ただし、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行った混雑緩和希望者から第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みを受け付けた場合は、この限りでない。	（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける追加混雑緩和希望者の募集等） 第131条の18 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が混雑緩和希望者から第131条の15の規定による混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを受け付けた場合、第131条の13の概要検討の回答を基に、当該系統増強プロセスにおける系統増強工事の概要及び募集対象エリアを公表し、追加混雑緩和希望者を募集する。ただし、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行った混雑緩和希望者から第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みを受け付けた場合は、この限りでない。</u>
（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する検討） 第131条の22 <u>一般送配電事業者等</u>は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行った混雑緩和希望者から第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みの受付後又は前条第2項の契約締結後、第84条第1項の規定に準じて、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する検討を実施する。	（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する検討） 第131条の22 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行った混雑緩和希望者から第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みを受け付けた場合又は前条第2項の契約を締結した場合、第84条第1項の規定に準じて、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する検討を実施する。</u>
2（略）	2（略）
（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの完了） 第131条の24 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを完了するものとする。 一 <u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>と混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者（検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。）との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金を確認されたとき 二（略）	（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの完了） 第131条の24 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを完了するものとする。 一 <u>一般送配電事業者等</u>と混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者（検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。）との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金を確認されたとき 二（略）

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
2 （略） （混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等） 第131条の26 （略） 2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の規定に基づき混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを中止するときは、混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者（検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。）に対して、意見を聴取する。</u> 3・4 （略）	2 （略） （混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等） 第131条の26 （略） 2 <u>一般送配電事業者等は、前項の規定に基づき混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを中止しようとするときは、混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者（検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。）に対して、あらかじめ意見を聴取する。</u> 3・4 （略）
（一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則） 第137条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備（<u>以下、この条において、需要設備を含む。</u>）の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、一般送配電事業者<u>又は</u>配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。 2 （略）	（一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則） 第137条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備（<u>以下この条において、需要設備を含む。</u>）の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、一般送配電事業者<u>及び</u>配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。 2 （略）
（託送供給契約者による計画の提出） 第138条 （略） 2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略） 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が<u>ある場合には、翌々日計画以前は</u>、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、<u>翌々日計画以前は</u>、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 3 （略） 4 複数の託送供給契約者（自己等への電気の供給を行う者を除く。<u>以下、この項及び次項において同じ。</u>）が、託送供給契約に関する一般送配電事業者又は配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者（以下「代表契約者」という。）に委任している場合においては、第1項の規定にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。 5 （略） 別表8－1 需要調達計画等の提出	（託送供給契約者による計画の提出） 第138条 （略） 2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略） 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が<u>ある場合には、週間計画以前は</u>、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、<u>週間計画以前は</u>、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 3 （略） 4 複数の託送供給契約者（自己等への電気の供給を行う者を除く。<u>以下この項及び次項において同じ。</u>）が、託送供給契約に関する一般送配電事業者又は配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者（以下「代表契約者」という。）に委任している場合においては、第1項の規定にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。 5 （略） 別表8－1 需要調達計画等の提出

変 更 前（変更点に下線）							変 更 後（変更点に下線）								
提出する計画		年間計画 （第１～ 第２年度）	月間計画 （翌月、 翌々月）	週間計画 （翌週、 翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画 （※１）	提出する計画		年間計画 （第１～ 第２年度）	月間計画 （翌月、 翌々月）	週間計画 （翌週、 翌々週）	翌々日計画	翌日計画 （※１）	当日計画 （※２）
提出期限		毎年 １０月末日	毎月１日	毎週水曜日午 前１０時	毎日 午前１０時 （※２） （※３）	毎日 午前１２時 （※２）	３０分ごとの 実需給の 開始時刻の １時間前	提出期限		毎年 １０月末日	毎月１日	毎週水曜日午 前１０時	毎日 午前１０時 （※３）	毎日 午前１２時 （※３）	３０分ごとの 実需給の 開始時刻の １時間前
提出内容	需要計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	本機関が指定する２点の時刻の日別の需要電力	週間計画と同一２点の時刻の需要電力	３０分ごとの需要電力量	３０分ごとの需要電力量	提出内容	需要計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	本機関が指定する２点の時刻の日別の需要電力	３０分ごとの需要電力量	３０分ごとの需要電力量	３０分ごとの需要電力量
	調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する２点の時刻の日別の調達分の計画値	週間計画と同一２点の時刻の調達分の計画値	３０分ごとの調達分の計画値	３０分ごとの調達分の計画値		調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する２点の時刻の日別の調達分の計画値	３０分ごとの調達分の計画値	３０分ごとの調達分の計画値	３０分ごとの調達分の計画値
	販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	本機関が指定する２点の時刻の日別の販売分の計画値	週間計画と同一２点の時刻の販売分の計画値	３０分ごとの販売分の計画値	３０分ごとの販売分の計画値		販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	本機関が指定する２点の時刻の日別の販売分の計画値	３０分ごとの販売分の計画値	３０分ごとの販売分の計画値	３０分ごとの販売分の計画値
（新設） （※１）翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 （※２）提出日が休業日の場合も含む。 （※３）週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。							（※１）翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。 （※２）翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 （※３）提出日が休業日の場合も含む。 （削る）								
（発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出） 第１３９条 （略） ２ 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略） 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>翌々日計画以前は</u> 、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画（調達先ごとに記載することを							（発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出） 第１３９条 （略） ２ 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略） 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>週間計画以前は</u> 、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画（調達先ごとに記載することを								

変 更 前（変更点に下線）							変 更 後（変更点に下線）						
要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、<u>翌々日計画以前</u>は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 3・4 （略）							要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、<u>週間計画以前</u>は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 3・4 （略）						
別表８－２ 発電販売計画等の提出							別表８－２ 発電販売計画等の提出						
提出する計画	年間計画 （第１～ 第２年度）	月間計画 （翌月、 翌々月）	週間計画 （翌週、 翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画 <u>（※１）</u>	提出する計画	年間計画 （第１～ 第２年度）	月間計画 （翌月、 翌々月）	週間計画 （翌週、 翌々週）	翌々日計画	翌日計画 <u>（※１）</u>	当日計画 <u>（※２）</u>
提出期限	毎年 １０月末日	毎月１日	毎週水曜日午 前１０時	毎日 午前１０時 <u>（※２）</u> <u>（※３）</u>	毎日 午前１２時 <u>（※２）</u>	原則、３０分 ごとの実需給 の開始時刻の １時間前	提出期限	毎年 １０月末日	毎月１日	毎週水曜日午 前１０時	毎日 午前１０時 <u>（※３）</u>	毎日 午前１２時 <u>（※３）</u>	原則、３０分 ごとの実需給 の開始時刻の １時間前
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	本機関が指定する２点の時刻の日別の供給電力	<u>週間計画と同一２点の時刻の供給電力</u>	３０分ごとの供給電力量	提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	本機関が指定する２点の時刻の日別の供給電力	<u>３０分ごとの供給電力量</u>	３０分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する２点の時刻の日別の販売電力	<u>週間計画と同一２点の時刻の販売電力</u>	３０分ごとの販売分の計画値		販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する２点の時刻の日別の販売電力	<u>３０分ごとの販売分の計画値</u>	３０分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する２点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>週間計画と同一２点の時刻の調達分の計画値</u>	３０分ごとの調達分の計画値		調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する２点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>３０分ごとの調達分の計画値</u>	３０分ごとの調達分の計画値
（新設） <u>（※１）</u> 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 <u>（※２）</u> 提出日が休業日の場合も含む。 <u>（※３）</u> 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、<u>見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。</u>							<u>（※１）</u> 翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。 <u>（※２）</u> 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 <u>（※３）</u> 提出日が休業日の場合も含む。 （削る）						
（需要抑制契約者による計画の提出） 第１３９条の２ （略） ２ 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略）							（需要抑制契約者による計画の提出） 第１３９条の２ （略） ２ 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略）						

変 更 前（変更点に下線）								変 更 後（変更点に下線）							
二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、<u>翌々日計画以前は</u>、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、<u>翌々日計画以前は</u>、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 四 （略） 3 （略）								二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、<u>週間計画以前は</u>、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、<u>週間計画以前は</u>、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 四 （略） 3 （略）							
別表 8－3 需要抑制計画等の提出								別表 8－3 需要抑制計画等の提出							
提出する計画		年間計画 （第 1 ～ 第 2 年度）	月間計画 （翌月、 翌々月）	週間計画 （翌週、 翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画 （※ 1）	提出する計画		年間計画 （第 1 ～ 第 2 年度）	月間計画 （翌月、 翌々月）	週間計画 （翌週、 翌々週）	翌々日計画	翌日計画 （※ 1）	当日計画 （※ 2）
提出期限		毎年 1 0 月末日	毎月 1 日	毎週水曜日午 前 1 0 時	毎日 午前 1 0 時 （※ 2） （※ 3）	毎日 午前 1 2 時 （※ 2）	原則、3 0 分 ごとの実需給 の開始時刻の 1 時間前	提出期限		毎年 1 0 月末日	毎月 1 日	毎週水曜日午 前 1 0 時	毎日 午前 1 0 時 （※ 3）	毎日 午前 1 2 時 （※ 3）	原則、3 0 分 ごとの実需給 の開始時刻の 1 時間前
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	本機関が指定する 2 点の時刻の日別の需要抑制電力	<u>週間計画と同一 2 点の時刻の需要抑制電力</u>	3 0 分ごとの需要抑制電力量	3 0 分ごとの需要抑制電力量	提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	本機関が指定する 2 点の時刻の日別の需要抑制電力	<u>3 0 分ごとの需要抑制電力量</u>	3 0 分ごとの需要抑制電力量	3 0 分ごとの需要抑制電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する 2 点の時刻の日別の販売電力	<u>週間計画と同一 2 点の時刻の販売電力</u>	3 0 分ごとの販売分の計画値	3 0 分ごとの販売分の計画値		販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する 2 点の時刻の日別の販売電力	<u>3 0 分ごとの販売分の計画値</u>	3 0 分ごとの販売分の計画値	3 0 分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する 2 点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>週間計画と同一 2 点の時刻の調達分の計画値</u>	3 0 分ごとの調達分の計画値	3 0 分ごとの調達分の計画値		調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する 2 点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>3 0 分ごとの調達分の計画値</u>	3 0 分ごとの調達分の計画値	3 0 分ごとの調達分の計画値

変 更 前（変更点に下線）								変 更 後（変更点に下線）							
	ベ ー ス ラ イン	—	—	—	二	3 0 分ごとの 計画値	3 0 分ごとの 計画値		ベ ー ス ラ イン	—	—	—	3 0 分ごとの 計画値	3 0 分ごとの 計画値	3 0 分ごとの 計画値
（新設） （※１）翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 （※２）提出日が休業日の場合も含む。 （※３）週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。								（※１）翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。 （※２）翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 （※３）提出日が休業日の場合も含む。 （削る）							
（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置） 第 1 4 0 条 再生可能エネルギー電気特措法第 1 7 条第 1 項第 2 号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 5 9 号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号）第 2 条第 5 項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、 <u>翌々日計画以前の計画</u> については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。 一・二 （略） 2・3 （略）								（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置） 第 1 4 0 条 再生可能エネルギー電気特措法第 1 7 条第 1 項第 2 号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 5 9 号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号）第 2 条第 5 項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、 <u>週間計画以前の計画</u> については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。 一・二 （略） 2・3 （略）							
（一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出） 第 1 4 1 条 （略） 別表 8－4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出								（一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出） 第 1 4 1 条 （略） 別表 8－4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出							
提出する 計画	年間計画 （第 1 ～ 第 2 年度）	月間計画 （翌月、 翌々月）	週間計画 （翌週、 翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画		提出する 計画	年間計画 （第 1 ～ 第 2 年度）	月間計画 （翌月、 翌々月）	週間計画 （翌週、 翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 3 月 2 5 日	毎月 2 5 日	毎週木曜日	毎日 1 7 時 3 0 分 <u>（※ 1）</u> <u>（※ 2）</u>	毎日 1 7 時 3 0 分 （※ 1）	3 0 分ごとの 実需給の開始 時刻の 1 時間 前		提出期限	毎年 3 月 2 5 日	毎月 2 5 日	毎週木曜日	毎日 1 7 時 3 0 分 <u>（※ 1）</u>	毎日 1 7 時 3 0 分 （※ 1）	3 0 分ごとの 実需給の開始 時刻の 1 時間 前	

変 更 前（変更点に下線）								変 更 後（変更点に下線）							
提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する２点の時 刻の日別の需 要電力	週間計画と同 一２点の時刻 の需要電力	翌日の３０分 ごとの需要電 力量	当日の３０分 ごとの需要電 力量	提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する２点の時 刻の日別の需 要電力	翌日の３０分 ごとの需要電 力量	翌日の３０分 ごとの需要電 力量	当日の３０分 ごとの需要電 力量
	供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力		供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力
	供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力		供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力
	供給区域 調整力	—	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び調 整力確保量（下 げ）	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び調 整力確保量（下 げ）	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び調 整力確保量（下 げ）	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び調 整力確保量（下 げ）	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び調 整力確保量（下 げ）		供給区域 調整力	—	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び調 整力確保量（下 げ）	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び調 整力確保量（下 げ）	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び調 整力確保量（下 げ）	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び調 整力確保量（下 げ）	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び調 整力確保量（下 げ）
（※１）提出日が休業日の場合も含む。 （※２）週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。								（※１）提出日が休業日の場合も含む。 （削る）							
（特定送配電事業者による情報提出） 第１４２条 特定送配電事業者（一般送配電事業者又は配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。 <u>以下</u> 、この条において同じ。）は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、供給地点の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。 ２ （略）								（特定送配電事業者による情報提出） 第１４２条 特定送配電事業者（一般送配電事業者又は配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。 <u>以下</u> この条において同じ。）は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、供給地点の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。 ２ （略）							
（一般送配電事業者による作業停止計画の調整） 第２２９条 一般送配電事業者は、業務規程別表１１－１に示す種別の電力設備の作業停止計画の取りまとめ及び調整を行う。ただし、本機関が調整を行う電力設備の作業停止計画については、この限りでない（ <u>以下</u> 、一般送配電事業者が調整を行う作業停止計画を、この章において「調整対象作業停止計画」という。）。 ２ （略）								（一般送配電事業者による作業停止計画の調整） 第２２９条 一般送配電事業者は、業務規程別表１１－１に示す種別の電力設備の作業停止計画の取りまとめ及び調整を行う。ただし、本機関が調整を行う電力設備の作業停止計画については、この限りでない（ <u>以下</u> 一般送配電事業者が調整を行う作業停止計画を、この章において「調整対象作業停止計画」という。）。 ２ （略）							
（作業停止計画の原案の提出） 第２３０条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備（一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。 <u>以下</u> 、この章において同じ。）の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表１２－１で定める期日までに、別表１２－２に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。 ２～４ （略）								（作業停止計画の原案の提出） 第２３０条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備（一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。 <u>以下</u> この章において同じ。）の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表１２－１で定める期日までに、別表１２－２に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。 ２～４ （略）							

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（託送供給契約の切替え） 第 2 5 4 条 小売電気事業者は、需要者が現に他の小売電気事業者（以下「現小売電気事業者」という。）から電気の小売供給を受けている場合において、当該需要者との間で新たに電気の小売供給を行う旨の契約（以下「小売供給契約」という。）を締結したときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配事業者又は配電事業者に対し、速やかに託送供給契約の切替えの申込み（以下「スイッチング開始申込み」という。）を行う（ <u>以下</u> 、スイッチング開始申込みを行う小売電気事業者を「新小売電気事業者」という。）。 2 ・ 3 （略）	（託送供給契約の切替え） 第 2 5 4 条 小売電気事業者は、需要者が現に他の小売電気事業者（以下「現小売電気事業者」という。）から電気の小売供給を受けている場合において、当該需要者との間で新たに電気の小売供給を行う旨の契約（以下「小売供給契約」という。）を締結したときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配事業者又は配電事業者に対し、速やかに託送供給契約の切替えの申込み（以下「スイッチング開始申込み」という。）を行う（ <u>以下</u> スイッチング開始申込みを行う小売電気事業者を「新小売電気事業者」という。）。 2 ・ 3 （略）

附則（令和 年 月 日）

- （施行期日）
- 第 1 条 本指針は、令和 6 年 8 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 1 3 1 条の 2（事前照会に係る申込み及び業務に限る。）及び第 1 3 1 条の 6 の改正規定は、令和 7 年 1 月 6 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 3 1 条の 2（事前照会に係る申込み及び業務を除く。）、第 1 3 1 条の 1 2、第 1 3 1 条の 1 6、第 1 3 1 条の 1 8、第 1 3 1 条の 2 2、第 1 3 1 条の 2 4 及び第 1 3 1 条の 2 6 の改正規定は、令和 6 年 8 月 1 日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 3 8 条から第 1 4 1 条までの改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要

送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
2024 年 4 月 3 日 ～ 2024 年 4 月 23 日	・業務規程第 178 条第 2 項の規定により、本変更案（別紙 1。以下同じ。）について会員その他の電気供給事業者の意見聴取を実施。 ・意見は 1 件（2024 年 5 月 9 日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。
2024 年 5 月 20 日	・2024 年度第 1 回評議員会により、本変更案を議決。
2024 年 5 月 22 日	・第 457 回理事会において、本変更案を議決。
2024 年 6 月 21 日	・第 18 回通常総会において、本変更案を報告。

(案)

経済産業省

20240701 電委第2号
令和6年●月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について（回答）

令和6年7月1日付け20240621資第16号により貴職から当委員会に意見を求められた電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

経済産業省

20240701 電委第3号
令和6年●月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可
について（回答）

令和6年7月1日付け20240621資第17号により貴職から当委員会
に意見を求められた電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可
については、認可することに異存はありません。